

○島本町個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月28日

条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長並びに財産区をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内になければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に

算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(運営審議会への諮問)

第6条 実施機関は、法第129条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、島本町情報公開・個人情報保護運営審議会条例(昭和58年島本町条例第26号)第1条

に規定する島本町情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(島本町個人情報保護条例の廃止)

第2条 島本町個人情報保護条例(昭和60年島本町条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の島本町個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第5条第2項又は第16条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第4条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第4条第3号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第17条第1項、第21条第1項、第22条第1項又は第22条の2第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正等、目的外利用の中止及び利用停止については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定により審議会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第4条第6号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例

の施行前において旧実施機関が保有していた個人に関する情報（島本町情報公開条例（昭和58年島本町条例第24号）第3条第1号に規定する情報をいう。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 この条例の施行前において法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であった者が、その法人又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

7 前3項の規定は、島本町の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（島本町情報公開条例の一部改正）

第5条 島本町情報公開条例（昭和58年島本町条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（島本町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第6条 島本町情報公開・個人情報保護審査会条例（昭和58年島本町条例第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（島本町情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正）

第 7 条 島本町情報公開・個人情報保護運営審議会条例（昭和 5  
8 年島本町条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（島本町債権の管理に関する条例の一部改正）

第 8 条 島本町債権の管理に関する条例（平成 2 6 年島本町条例  
第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略